

社会福祉士の資格に基づく業務

【注意事項】

- ・いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが前提です。
- ・資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社庶第29号（最終改正）社援発0604第2号令和2年6月4日厚生省社会局長厚生省児童家庭局長通知」別添1を参照しています。

掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設・事業者等の種別	対象となる職種
高 齢	介護保険法	1	指定介護老人福祉施設	生活相談員
		2	介護老人保健施設	支援相談員
		3	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
		4	指定特定施設入居者生活介護	生活相談員・計画作成担当者
		5	指定地域密着型特定施設入居者生活介護	
		6	指定介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員
		7	指定通所介護	
		8	基準該当居宅サービスに該当する通所介護	
		9	指定地域密着型通所介護	
		10	指定介護予防通所介護	
		11	介護予防通所介護	
		12	基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護	
		13	指定短期入所生活介護	
		14	基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護	
		15	指定介護予防短期入所生活介護	
		16	基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護	
		17	第一号通所事業	支援相談員
		18	指定通所リハビリテーション	
		19	指定介護予防通所リハビリテーション	
		20	指定短期入所療養介護	
		21	指定介護予防短期入所療養介護	
		22	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	オペレーター
		23	指定夜間対応型訪問介護	オペレーションセンター従業者
		24	指定認知症対応型通所介護	生活相談員
		25	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員
		26	介護予防支援事業	担当職員
		27	第一号介護予防支援事業	
	老人福祉法	28	養護老人ホーム	生活相談員
		29	特別養護老人ホーム	生活相談員
		30		生活相談員（ケアハウス・A型）
		31	軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	主任生活相談員（A型）
		32		入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員（B型）
		33	老人福祉センター	相談・指導を行う職員
		34	老人短期入所施設	生活相談員
		35	老人デイサービスセンター	生活相談員
		36	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員
		37	有料老人ホーム	生活相談員
	その他	38	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
		39	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員
		40	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業【高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等】	相談援助業務を行っている生活援助員
		41	サービス付き高齢者向け住宅 (高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム)	相談援助業務を行っている職員

社会福祉士の資格に基づく業務

【注意事項】

- ・いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが前提です。
- ・資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社庶第29号（最終改正）社援発0604第2号令和2年6月4日厚生省社会局長厚生省児童家庭局長通知」別添1を参照しています。

掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設・事業者等の種別	対象となる職種
障害者	障害者総合支援法	42	(旧法) 身体障害者更生支援施設 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設	生活支援員
		43	(旧法) 身体障害者福祉工場	指導員
		44	(旧法) 精神障害者社会復帰施設 精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者福祉工場	精神障害者社会復帰指導員
		45	(旧法) 精神障害者社会復帰施設（精神障害者福祉ホーム）	管理人
		46	(旧法) 知的障害者支援施設 知的障害者入所更生施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通動寮	生活支援員（生活指導員でも可）
	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律	47	共同生活介護	相談援助業務を行っている職員
	障害者総合支援法	48	療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助	相談援助業務を行っている職員
		49	指定相談支援の事業	相談支援専門員
		50	地域生活支援事業（身体障害者自立支援）	相談援助業務を行っている職員
		51	地域生活支援事業 （日中一時支援、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業）	相談援助業務を行っている職員
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	52	障害者支援施設 生活介護	生活支援員
		53	自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）	就労支援員（就労移行支援）
		54	就労移行支援 就労継続支援B型	サービス管理責任者
		55	地域活動支援センター	指導員
		56	福祉ホーム	管理人
		57	障害福祉サービス事業 生活介護	生活支援員
		58	自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援	就労支援員（就労移行支援）
		59	認定就労移行支援 就労継続支援A型、B型	サービス管理責任者
		60	指定就労定着支援の事業	就労定着支援員
		61		サービス管理責任者
		62	指定自立生活援助の事業	地域生活支援員
		63		サービス管理責任者
		64	一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
		65	特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
		66	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員

社会福祉士の資格に基づく業務

【注意事項】

- ・いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが前提です。
- ・資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社庶第29号（最終改正）社援発0604第2号令和2年6月4日厚生省社会局長厚生省児童家庭局長通知」別添1を参照しています。

掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設・事業者等の種別	対象となる職種	
障害者	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法	67	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員	
		68		ケースワーカー	
	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	69	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司
			70		心理判定員
			71		職能判定員
			72		ケース・ワーカー
	身体障害者福祉法	73	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	
	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	74	知的障害者福祉司
				75	心理判定員
				76	職能判定員
				77	ケース・ワーカー
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター	78	精神保健福祉相談員
				79	精神科ソーシャルワーカー
	発達障害者支援法	発達障害者支援法	発達障害者支援センター	80	相談支援を担当する職員
				81	就労支援を担当する職員
	その他	その他	82	点字図書館	相談援助業務を行っている職員
			83	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
			84	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
			85	精神障害者地域移行支援特別対策事業	地域体制整備コーディネーター
			86		地域移行推進員
			87	精神障害者地域移行・地域定着支援事業	地域体制整備コーディネーター
			88		地域移行推進員
			89	精神障害者アウトリーチ推進事業	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
			90	アウトリーチ支援に係る事業	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
			91	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
			92	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
93				職場適応援助者	
94			第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	
95			（旧法）障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	
96			訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	
97				生活支援担当職員	
98			障害者就業・生活支援センター	就業支援担当者	
99				生活支援担当職員	
100			公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	
101		発達障害者雇用トータルサポーター			
102	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー			

社会福祉士の資格に基づく業務

【注意事項】

- ・いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが前提です。
- ・資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社庶第29号（最終改正）社援発0604第2号令和2年6月4日厚生省社会局長厚生省児童家庭局長通知」別添1を参照しています。

掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設・事業者等の種別	対象となる職種
児童	児童福祉法	103	児童相談所	児童福祉司
		104		受付相談員
		105		相談員
		106		電話相談員
		107		児童心理司
		108		児童指導員
		109	母子生活支援施設	母子支援員（改正前の母子指導員を含む）
		110		少年を指導する職員
		111		個別対応職員
		112	児童養護施設	児童指導員
		113		個別対応職員
		114		家庭支援専門相談員
		115		職業指導員
		116		里親支援専門相談員
		117		児童指導員
		118	・障害児入所施設 ・障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る）	児童発達支援管理責任者
		119		心理指導担当職員
		120		児童指導員
		121	児童心理治療施設	個別対応職員
		122		家庭支援専門相談員
		123		児童自立支援専門員
		124	児童自立支援施設	児童生活支援員
		125		個別対応職員
		126		家庭支援専門相談員
		127		職業指導員
		128		児童家庭支援センター
		129	児童発達支援センター	児童指導員
		130		障害福祉サービス経験者
		131		児童発達支援管理責任者
		132		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
		133		訪問支援員（児童指導員、心理指導担当職員に限る）
		134		（改正前の）指導員
		135		障害児相談支援事業を行う施設
		136	乳児院	児童指導員
		137		個別対応職員
		138		家庭支援専門相談員
		139		里親支援専門相談員
		140	指定発達支援医療機関（厚生労働大臣の指定を受けた機関）	児童指導員
		141	児童自立生活援助事業	相談援助業務を行っている指導員
		142	子育て短期支援事業	相談援助業務を行っている職員
		143	地域子育て支援拠点事業	相談援助業務を行っている職員
		144	知的障害児施設	児童指導員
		145	知的障害児通園施設	児童指導員
		146	盲ろうあ児施設	児童指導員
		147	肢体不自由児施設	児童指導員
		148	重症心身障害児施設	児童指導員
149	心理指導を担当する職員			
150	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員		
その他		151	児童デイサービス事業	相談援助業務を行っている職員
		152	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
		153	母子家庭等就業	相談援助業務を行っている相談員
		154	自立支援センター事業	
		155	一般市等就業	
		156	自立支援事業	
		157	利用者支援事業	相談援助業務を行っている職員
		158	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
		159	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
		160	重症心身障害児（者）通園事業	児童指導員

社会福祉士の資格に基づく業務

【注意事項】

- ・いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが前提です。
- ・資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社庶第29号（最終改正）社援発0604第2号令和2年6月4日厚生省社会局長厚生省児童家庭局長通知」別添1を参照しています。

掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設・事業者等の種別	対象となる職種
社会福祉法		161	福祉に関する事務所	査察指導員（指導監督を行う所員）
		162		身体障害者福祉司
		163		知的障害者福祉司
		164		老人福祉指導主事（社会福祉主事）
		165		現業員（現業を行う所員）
		166		家庭児童福祉主事（社会福祉主事）
		167		家庭相談員（家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員）
		168		面接相談員
		169		婦人相談員
		170		母子・父子自立支援員
		171		就労支援員
		172		被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
		173		隣保館
		174		日常生活自立支援事業実施要領に規定する専門員
		175	都道府県社会福祉協議会	相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
		176	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員
		177		相談援助業務を行っている職員（主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）
		178		日常生活自立支援事業実施要領に規定する専門員
		179		相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
生活保護法		180	救護施設	生活指導員
		181	更生施設	生活指導員
		182	授産施設	指導員
		183	宿所提供施設	指導員
		184	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
生活困窮者自立支援法		185	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員
		186		相談支援員
		187		就労支援員
		188		家計改善支援員（改正前の家計相談支援員を含む）
地域保健法		189	保健所	精神保健福祉相談員
		190		精神科ソーシャルワーカー
医療法		191	・病院 ・診療所	退院後生活環境相談員
		192		下記のア～エまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
		193		イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
		194		ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
		195		エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
売春防止法		196	婦人相談所	相談指導員
		197		判定員
		198		婦人相談員
売春防止法		199	婦人保護施設	入所者を指導する職員
母子及び父子並びに寡婦福祉法		200	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、少年院法、少年鑑別所法		201	・刑事施設 ・少年院 ・少年鑑別所	刑務官
		202		法務教官
		203		法務技官（心理）
		204		福祉専門官
更生保護法		205	・地方更生保護委員会 ・保護観察所	保護観察官
		206		社会復帰調整官
更生保護事業法施行規則		207	更生保護施設	補導主任
		208		補導員
		209		福祉職員
		210		薬物専門職員
労働者災害補償保険法		211	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員

その他

社会福祉士の資格に基づく業務

【注意事項】

- ・ いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが前提です。
- ・ 資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社庶第29号（最終改正）社援発0604第2号令和2年6月4日厚生省社会局長厚生省児童家庭局長通知」別添1を参照しています。

掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設・事業者等の種別	対象となる職種
その他		212	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
		213	（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する）就労支援事業	就労支援員
		214	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
		215		その他相談援助業務を行っている専任の職員
		216	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
		217	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
		218	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
		219	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
		220	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
		221	家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員
		222		相談支援員
		223		就労支援員
		224		家計相談支援員
		225	難病相談支援センター	難病相談支援員
		226	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
		227	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
		228	子育て世代包括支援センター	相談援助業務を行っている職員
		229	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
		230	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
		231	中核機関（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり）	相談援助業務を行っている職員
		232	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
		233	「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター
		234	厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員